平成16年(行ケ)第148号 特許取消決定取消請求事件 平成16年9月29日口頭弁論終結

株式会社ニコン

訴訟代理人弁理士 渡辺隆男, 芝山みゆき

特許庁長官 小川洋

指定代理人 神崎孝之,西川惠雄,小曳満昭,大橋信彦,井出英一郎

特許庁が異議2003-70726号事件について平成16年3月1日にし た決定中、請求項1及び8に関する部分を取り消す。

訴訟費用は各自の負担とする。

事実及び理由

原告の求めた裁判

主文第1項と同旨の判決(原告は,当初,決定中,請求項1ないし13に関する 部分すべての取消しを求めたが、後に主文第1項と同旨の請求に減縮して、訴えの 一部を取り下げた。)。

第2 事案の概要

本件は、後記本件発明の特許権者である原告が、特許異議の申立てを受けた特許 庁により本件特許を取り消す旨の決定がされたため、同決定の取消しを求めた事案 である。

前提となる事実等 1

特許庁における手続の経緯 (1)

本件特許

特許権者:株式会社ニコン(原告)

発明の名称:「検知部及びこの検知部を具えたウェハ研磨装置」 特許出願日:平成9年7月18日(特願平9-193995号)

設定登録日:平成14年7月12日 特許番号:第3327175号

本件手続 (1-2)

特許異議事件番号:異議2003-70726号

訂正請求日:平成15年11月11日 異議の決定日:平成16年3月1日

決定の結論:「訂正を認める。特許第3327175号の請求項1ないし13に 係る特許を取り消す。」

決定謄本送達日:平成16年3月17日(原告に対し)

- 決定は、上記訂正請求は適法であるとして、その訂正後の請求項1ないし1 3に記載された発明(請求項番号に対応して、それぞれの発明を「本件発明1」な どという。)を対象に検討し、本件発明1ないし5、8ないし12は、刊行物1 (特開平7-4921号公報)記載の発明及び刊行物2(特開平9-7985号公 報)記載の事項に基づいて、本件発明6、7、13は、刊行物1記載の発明並びに 刊行物2及び刊行物3(特開平8-174411号公報)記載の事項に基づいて、 それぞれ当業者が容易に発明をすることができたものであり、本件発明1ないし1 3についての特許は、特許法29条2項の規定に違反してされたものであるから、 取り消すべきものであると判断した。
- (3) 本件発明の設定登録時における特許請求の範囲の請求項1及び10の記載内

容は、別紙①欄に記載のとおりである。 上記訂正請求により、上記請求項1及び10は、それぞれ請求項1及び8とされ た (請求項4及び5が削除されて繰り上がった。)。すなわち、決定が判断対象とした特許請求の範囲の請求項1及び8の記載は、別紙2欄に記載のとおりである。

原告主張の決定取消事由

決定は、本件発明1及び8の要旨を別紙②欄のとおり認定し、これに基づき、本 件発明1及び8は特許法29条2項により特許を受けることができないものである とした。しかし、本訴係属中に特許請求の範囲の減縮を目的とする訂正を認める審 決が確定し、本件発明1の要旨(別紙①欄の請求項1=別紙②欄の請求項1)が別 紙③欄の請求項1のとおりに、本件発明8の要旨(別紙①欄の請求項10=別紙②欄の請求項8)が別紙③欄の請求項10のとおりに訂正されたことにより、決定は、結果的に本件発明1及び8の要旨の認定を誤ったことになり、瑕疵があるものとして取消しを免れない。よって、決定中、請求項1及び8に関する部分を取り消すことを求める。

第3 当裁判所の判断

本件証拠及び弁論の全趣旨によれば、原告は、本訴係属中の平成16年4月20日、本件特許につき、特許請求の範囲の減縮を目的として、訂正審判の請求をしたこと(甲5、訂正2004-39079号。なお、同年7月1日付けで同審判請求書を補正、甲6)、その請求内容のうち、特許請求の範囲に関するものは、別紙①欄に記載の請求項1及び10を同③欄に記載の請求項1及び10にそれぞれ訂正するというものであること(甲5、6)、別紙①及び③欄の請求項1記載に係る発明は、別紙②欄の請求項1記載に係る発明と同一であり、別紙①及び③欄の請求項1記載に係る発明と同一であること(甲10記載に係る発明は、別紙②欄の請求項8記載に係る発明と同一であること(甲1ないし3、5ないし7)、同年7月28日、上記訂正を認める旨の審決があり(甲7)、その謄本は同年8月7日に原告に送達され、訂正審決は確定したことが認められる。

以上の事実関係に照らせば、原告主張の事由により、決定中、請求項1及び8に 関する部分は取り消されるべきものである。

よって、原告の請求は理由があるからこれを認容し、訴訟費用の負担につき行訴 法7条、民訴法62条を適用して、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所知的財産第4部

裁判長裁判官	塚	原	朋	_
裁判官	田	中	昌	利
裁判官	佐	藤	達	文

(別紙)